

## ● 大麻を巡る情勢

大麻事犯検挙人員は、平成26年以降増加が続き、令和元年も過去最多となった前年を大幅に上回り、特に若年層を中心とした大麻の乱用拡大が問題となっています。

近年、インターネット上において、大麻の有害性を否定する情報が流れ、大麻に対する警戒心の低下が懸念されます。

しかし、大麻は国際条約に基づいて日本の法律で規制され、人体へ悪影響を及ぼすほか、組織的な大麻栽培が暴力団組織の資金源となっていることがうかがわれます。

よって、大麻を乱用することによる社会や人体への悪影響と危険性を正しく認識する必要があります。



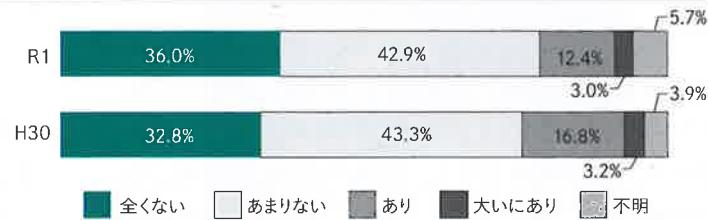
暴力団等が関わる大麻工場

## ● 大麻に関する調査結果

警察庁では、平成30年及び令和元年の一定時期に大麻取締法で検挙された者のうち、違反態様が単純所持の者について調査を行いました。

大麻に対する危険(有害)性の認識率の比較

令和元年調査の大麻に対する危険(有害)性の認識が、「なし(全くない・あまりない)」は78.9%で、平成30年調査の76.1%と比較して、2.8ポイント高いという結果が出ました。



大麻に対する危険(有害)性を軽視する理由

令和元年調査における、大麻に対する危険(有害)性を軽視する理由、情報源については、「大麻が合法な国がある」、「依存性はない(弱い)」などでした。



## ● 大麻の精神への有害性・依存性

大麻の成分である「THC(テトラヒドロカンナビノール)」は、脳内の記憶等を司る海馬に影響し、不安やパニック等のほか、精神疾患を発症させるリスクを上昇させるなど中枢神経に影響するとされ、青少年期の乱用は、特に記憶力や精神運動能力の低下等の影響を受けやすいとされています。

大麻の乱用により、いらだち、不安、不眠、うつ等の禁断症状が出現して、依存症になるおそれもあり、青少年期の乱用は更にリスクが高いとされています。

※これらの大麻に係る有害性や依存性は、世界保健機構(WHO)等においても報告されています。